



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
748号 2019年2月26日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

東海第2原発の再稼働の危険性

牛久で住民説明会を

第4回定例会一般質問 ④-C

杉森議員は12月11日、牛久市議会第4回定例会で、①市長公約の進捗状況、②牛久シャトーの事業撤退対策、③駅前のムクドリ、④東海第2原発の再稼働の危険性について、一般質問しました。今号では④-Cを掲載します。

稲敷地区6市町村協議会

【杉森議員の質問】次に、稲敷地区6市町村放射能対策協議会の動向に関して質問します。同協議会はこの間、東電に対して共同して放射能被害による損害賠償の請求を行ってきました。この間の進捗状況について説明を求めます。

東京電力の未払い額 5.4 億円

【環境経済部次長の答弁】す。本年度の損害賠償請求については、2018年11月5日に行い、2017年度分の放射能対策経費として協



稼働40年と老朽化した東海第2原発

議会全体で1,724万4,630円を、その内牛久市分として1,047万3,463円を請求しました。

これまでの協議会全体の累計請求金額は5億6,944万7,530円に上りますが、東京電力から支払われた金額はわずか3,362万7,514円で、5.9%にしかならず、未払い額は5億3,582万16円という状況です。

このうち牛久市の請求金額は1億5,583万7,386円ですが、支払いがされた金額は1,376万7,873円で8.8%、1億4,206万9,513円が支払われていません。

東京電力の未払い額 5.4 億円

【杉森議員の質問】報道によると、福島県浪江町の町民109人は11月、東京電力と国を相手取り、原発事故の損害賠償約13億円の支払いを求めて福島地裁に提訴しました。原告は、原発事故で地域コミュニティーが破壊され、長期間の避難を余儀なくされただけでなく、東電が事業計画で「原発ADRの和解案を尊重する」と盛り込みながら、原発ADRが示した慰謝料増額の和解案を拒否したことについて、町民の期待を侵害したとも訴え、1人当たり1,210万円の損害賠償を求めている。約2千人が追加提訴を検討しているそう

牛久市議会第1回定例会

杉森議員の一般質問

傍聴のご案内

杉森議員の一般質問の日程と内容は以下の予定です。ぜひ傍聴に来てください。

予約不要で、どなたでも傍聴できます。

【日時】3月6日(水)午後2時半頃

【内容】1、東海村原子力施設事故時の対応
 2、子どもの生命と権利を守るために
 3、非正規雇用職員の処遇改善

です。原発ADRを東電自身が無視しているものですが、稲敷地区協議会の今後の見通しを聞きます。

ADRへの和解申立て検討

【環境経済部次長の答弁】2021年3月には損害賠償請求請求権の消滅時効を迎えることを見据え、原子力損害賠償紛争解決センターいわゆるADRへ和解申立てをし、和解の道を探ることを検討していく考えです。

また、これまで損害賠償請求行動は協議会として行ってきましたが、和解申立てについては6市町村それぞれの事情があることから、同時に申立てをするにしても一括交渉は困難であると考えています。

今後、ADRへの和解申立てに際しては、「当事者の間に入り和解による紛争の解決に努めること」が地方自治法第96条に規定する「あっせん」に当たるため、申立て前に議会の議決が必要となります。和解申立てによる解決方法をとる場合には、議会へ議案上程し議決を受けたうえで進めていきます。

裁判については、和解に至らない場合の手段となりますが、以前市の顧問弁護士より、一賠償請求額に伴う弁護士費用が多額であること等からADRを優先すべきとの回答を得ています。

30 km圏外でも説明会を

【杉森議員の質問】最後に、無理な避難計画より再稼働の撤回についてですが、11月27日、大井川・茨城県知事は記者会見で、「東海第2発電所の新規規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会」の具体的日程を発表しました。茨城新聞からの質問「今回の住民説明会ですが、30キロ圏外での開催について、今後予定というのは？」に対し、「あくまでもUPZ（原発から30 km圏内）が含まれる市町村の中で開催をしたいと考えています。理由としましては、UPZにおける住民の方々が、おそらく、最も安全上、財産、あるいは身体・生命、そういうもののリスクが存在するということでございますので、まずその住民の皆様方の理解を進めていくことが一番大事な

のかなと考えています。」と答えました。ここで注目すべきは、「最も」と「まず」という言葉です。30 km圏内が「最も安全上、財産、あるいは身体・生命、そういうもののリスクが存在する」というのは、30 km圏外のリスクを否定していないということであり、また、「まずその住民の皆様方の理解を進めていく」というのは、知事は30 km圏外での開催の必要性を否定していないということでもあります。

2014年に稲敷地区6市町村放射能対策協議会は当時の県知事に対し、3項目の要請書を提出しました。特に要請の第1は、原子力災害対策については、UPZの30 km圏を対象としている現在のその圏域にとらわれることなく、県内全域の安全対策として取り組むことという要請でした。当時の県知事は、県としては国の指針に従って進めるが、他方で、国の指針が現実にそぐわないところもあるので、県と市町村が一体で実態に即した対応を国に求めていきたいと回答しました。

そこで私は、稲敷地区6市町村放射能対策協議会として、「東海第二発電所の新規規制基準適合性審査等の結果に係る住民説明会」の開催を要請してはどうか、あるいは提案することを検討したらどうかと考えます。牛久市長が会長を務めているわけですから、牛久市での開催を協議会で提案したらと考えますが、市の見解を伺います。

要請しないが支援する

【環境経済部次長の答弁】説明会は基本的には30 km圏内の14市町村の住民が対象にはなっていますが、当日空席があれば対象市町村以外からの参加もできるとしています。

稲敷地区6市町村放射能対策協議会として30 km圏外での説明会の開催要請を行うことを考えているかというご質問ですが、協議会としては、東海第二原発の再稼働に関しては周辺自治体の意向を優先することを申し合わせていますので、説明会を要請する考えはありません。ただし、2014年の要請にあるとおり、茨城県が30 km圏外となる区域において説明会を催す場合においては、支援する等の方向性を検討していきたい。（おわり）